# 熊本市防災基本条例(仮称)素案に関するパブリックコメントの結果について

政策局危機管理防災総室

1 意見募集期間 令和4年6月24日(金) ~ 令和4年7月25日(月)

2 縦覧窓口 各区総務企画課、各地域コミュニティセンターなど

計101箇所

3 意見提出状況 意見提出者数 9名

意見の件数(まとまりごと) 36件

4 提出された意見とその対応 以下のとおり

# 【対応1 (補足修正)】

意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの

7件

### 【対応2 (既記載)】

既に意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の

記載をしているもの

10件

#### 【対応3 (説明・理解)】

市としての考えを説明し、理解いただくもの

13件

#### 【対応4 (事業参考)】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として 今後の参考とするもの

3件

## 【対応5 (その他)】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの

3件

計 36件

# 提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素 に こ 案 関 と 体 る	各条共通ですが、平素(平時)準備する内容と、災害発生時(予防含む。)実施する内容に項目を分けるか、記述の順序を、平素、災害時にした方が、より理解しやすいと思います。	区別が分かるように記載をしている	対応 3 (説明・理解)
	市民が防災に対して日ごろから関心を持つように詳細に 条例が構成されていると感心した。 第1章から第6章までを簡単な図式で示してもらえたら全 体の流れが掴みやすいと思う。	条例制定後、リーフレット等の作成 を予定しており、分かりやすい表記 など工夫してまいります。	対応 4 (事業参考)
	第2条第3号「その他の公共機関(その他公共機関?)」、第6条「市その他関係機関(その他公共機関?)」、第10条「避難支援等に関わる地域団体その他関係機関」はある程度「関係機関」の対象範囲が想定できるが、第7条「市民、事業者及び地域の防災組織並びに国、他の地方公共団体及び関係機関及びボランティア団体」や「他の地大団体及び関係機関」中の「関係機関」は対象範囲が不明確のように思われる。	第7条の関係機関については、例えば、警察や自衛隊など災害時にご協力いただく機関などを想定しています。詳細は逐条解説等で補足してまいります。	対応 3 (説明・理解)
	第1条の「市民等」と2条以降の「市民」「市民その他の被災者」の区別、定義について第2条の定義では「市民」が規定されていますが、災害救助法で「救助」とは「災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。」とされており、この条例の目的にも「市民等」が対象と規定されており、2条以降の条文もこの考え方を前提に規定すべきと考えます。第7条第1項で「市民」の生命、身体 、財産 及び暮らしを守ると規定されてありますがここは本条例の目的に合わせて「市民等」と規定すべきと考えます。 (災害発生時に熊本市域で被災した全ての人を対象にすべき)	以下のとおり修正を行いました。 第7条第1項 市は、第1条の目的を	対応 1 (補足修正)
	「地域の防災組織」「地域団体等」以外の例えば『防災協定締結団体等』についても条例の中に規定すべきと考えます。 (防災、災害復旧・復興においては、これらの関連団体の役割が大きい)	防災協定の締結団体や事業者については、各条文の「関係機関」に含めています。	対応 2 (既記載)
	第4条から第7条にかけて各主体の役割が規定してありますが、「地域団体等」の役割を記載すべきと考えます。また、『防災協定締結団体等』の役割記載の検討も必要と考えます。	「地域団体等」については、「地域団体」に改めた上で、役割につい支援者への支援者の避難行動要支援者いて規度の防災教育において規定しています。 まび第15条の防災教育において規定しています。 また、防災協定締結団体の役割について以協定の内容に沿って災害でいます。 等に協力をお願いすることとていません。	対応 2 (既記載)

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
前文に関すること	平成28年熊本地震等の甚大な被害のなかで、「私たちは互いに支え合いながら、復旧・復興に力を尽くすとともに、災害が残した爪痕と先人たちの記録から学び、備え、教訓に習い、これを後世に伝えていくことの大切さを痛感した。」ことを契機に、当該条例を制定されることに敬意を表します。		対応 2 (既記載)
第1条	第1条の目的の中の「個人の尊厳を最大限尊重し」という 条文を「個人の人権と尊厳を最大限尊重し」に変更すべ きではないか。	個人の尊厳を尊重することで、個人 の人権を守る趣旨についても含めて います。	対応 2 (既記載)
(目的) に関する こと	第2条(6)に地域の防災組織、(7)に地域団体等とありますが、第1条中、「地域の防災組織等」が第2条(6)に(7)まで含めたものなのかどうかが分かりづらいです。		対応 1 (補足修正)
第2条 第2条 第2 条 第 3 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	「並び」とする意図がわからない、それぞれ役割分担のもと相互連携協力するのであれば「及び」としたほうがわかりやすい。 また「地方公共団体、国及びその他の公共機関」ではなく、「地方公共団体、国及びその他公共機関」と書くべきではないか?	本号に規定する「地域防災力」に地域防災力の指数に関する「地域的では、所受力のでは、「当時では、「当時では、「当時では、「当時では、「当時では、「大きな、「は、」、「は、「大きな、」、「は、「大きな、」、「は、「大きな、、「は、「大きな、、「は、「は、、「は、、「は、、「は、、「は、、」、は、、「は、、、、、、、、	対応 3 (説明・理解)
	第6号について、「校区防災連絡会(熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織をいう。)」とあるが、「熊本市地域防災計画に定める校区又は地区の防災組織(以下「校区防災連絡会」という。」と記載すべきではないか。	本市地域防災計画には、校区防災連絡会以外にも自主防災クラブや消防 団等の防災組織も記載されているため、原案のとおりとしています。	対応 3 (説明・理解)
	第8号について、避難所の定義には「災害の危険性があり、避難した市民を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる」機能も記載しないと、第8条(避難所の運営等)の「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合」との整合性がなくなる。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (8)避難所 居住等の場所から一時的に避難した市民等を必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所をその場合とが困難な被災した市民その他の被災者を一定期間滞在させるための施設であって、被災者支援の地域拠点としての機能を持つものをいう。	対応 1 (補足修正)
第3条 (基本理 念)に関 すること	「認識の下」は「認識のもと」ないしは「認識の基」ではないか?	法制執務上、「下」を使用しています。	対応3 (説明・理解)
	「本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集すること。」について、「平時からのまちづくりの取組」が災害対応力につながること、および自助・共助および公助の適切なパランスを踏まえた基礎理念が示されており、贅同いたします。	ご意見ありがとうございます。	対応 2 (既記載)

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
	「市民は、次に掲げる取組を行うのというでは、次に掲げる取組を行う努めの時後、市民は、の安全をであり、するのというであり、市民は、のの役割を明確には、のの役割を明確には、のの役割を明確には、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で		対応3(説明・理解)
第4条 (で割) (で割) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では	「(2) 平時から自主的に防災に関する知識を習得し、家族と共有するとともに、地域における防災の取組に積極的に参加すること。」や「(3) ハザードマップ(災害の範囲、程度の予測を示す地図をいう。)等によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被書等を把握し、災害発生時に自ら及びその家族が安全を確保するための迅速かつ適切な行動ができるよう備えること。」について、自らやその家族の生命・身体の安全の確保のため、大変重要なことと考えており、当該努力義務化に賛同します。また、当該市民の役割を受け、第7条に市側の役割を明記すべきと考えます。	いて「市は、市民、事業者及び地域 の防災組織による防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要 な支援を行うものとする」と規定し ています。	対応 2 (既記載)
	ザードマップを定義するのであれば、第2条で定義する	条文内で端的に定義を規定することができるため、原案のとおりとします。また、ハザードマップの注釈としてカッコ書きで定義を規定としていることから、原案が適当と考えます。	対応 3 (説明・理解)
	「(5)災害発生時におけるポランテイア等の多様な支援があることを理解し自らの暮らしの再建を行うこと」については、災害発生段階や自助`共助および公助のパランスを踏まえた記載にすべきと考えます。例えば、「災害発生初動期. 応急期および復興・復興期に応じた公助・共助があることを理解したうえで、自助により自らの暮らし再建を行うこと。」また、当該市民の役割を受け、第7条に市側の役割を明記すべきと考えます。	活再建に向けた様々な支援メニューやボランティアの提供があることを市民自らが理解して、これを活用することで、早期の生活再建につなげていただくことです。 この支援には公助や共助が含まれておりますことから、原案どおりとし	対応 3 (説明・理解)

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
第5条半割では、1000円と、1000円と、1000円と、1000円と、1000円と、1000円と、1000円と、1000円に、	事業者の役割として、消防団活動への理解と協力を明記して欲しい。 第5条には、事業者の役割として6項目掲げてありますが、そのうち(5)は全従業員に対して行う取り組みではありません。 前、消防団活動への理解ではありません。 前本地震の教訓として消防団の献身的な活動が被災時、被災後に果たした役割とその必要性(重要性)は忘れてはならないと思います。 総務省消防庁では、消防団協力事業所表示制度を推しています。 前震、本震と日本初の二度にわたる大地震を経験しています。 前震、本震と日本初の二度にわたる大地震を経験しています。 前震、本震と日本初の二度にわたる大地震を経験しています。 前には災害の教訓を活かす内容がよいます。 り込まれているべきはないでしょうか。 事業所で働いている消防団員の方が、訓練への参加を緊急時に職場を離れることへの理解と協力の文言を加えていただきたいです。	る防災の取組に協力すること」を規定しており、消防団を含め、地域における防災活動に対する事業者の協力を述べています。消防団活動については、今後とも理解・協力が得られるよう取り組んでまいります。	対応 3 (説明・理解)
第7条	「しなければならない」「行うものとする」「努めなくてはならない」の強度がわかりづらい。特に第9項の「市は、職員の災害対応に係る能力の向上に努めなけばならない。」は、「市は、市職員に対して能力の向上を行うものとする。」程度が納まりがよいのではないか。		対応 3 (説明・理解)
(市の役割) に関すること	第2章第7条の市の役割の中の「市は、防災拠点施設の機能強化に取り組むとともに、災害に強い都市基盤の形成に努めるものとする。」となっているが、「防災拠点施設の機能強化・耐震補強に取り組む」に変更すべきではないか。	耐震補強については、防災拠点施設 の機能強化に含まれています。	対応 2 (既記載)
	第3項で、市は、「市民、事業者及び地域の防災組織」による活動が促進される環境を整備とありますが、「地域団体等」を加えるべきと考えます。		対応 3 (説明・理解)

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
第(の等す8経運)る所関と	熊本市が開設するには、市が運営するの業務委託、 東京の者が運営するには、市からのは、地域には、市がの者が運営するには、市からのは、地域の意は、市からのは、地域の意は、地域ののでで、それを、地域組帯を、地域には、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	時から連携を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、互いに協力して避難所の運営を行うものとする。」なお、当該条例は理念的な条例であり、命令ではなく、罰則等を伴うものではありませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	対応 1 (補足修正)
第10条 第世要 で 動者援 で 動る で し こ と	「避難支援等に係る地域団体」中の「地域団体」は、第2条第7号の「地域団体等」の定義はどのようになるのか?もし同一であれば「避難支援等に係る地域団体等」とすべきではないか?	ご意見を踏まえ、地域団体等の 「等」を削除し、条例内で統一を図 りました。	対応 1 (補足修正)

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
第12条の門と発生を	第4章第12条の多様性の尊重の中の「被災者の年齢、国籍、性別及び障害等における多様性を理解し」という条文を、「被災者の年齢、国籍、性別及び様々な障害等における多様性を理解し」に変更すべきではないか。また、「全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく」に変更すべきではないか。	ご意見を踏まえ、「障害等における 多様性を理解し」を「障害の特性に 関する多様性を理解し」に修正いた しました。 また、人権については、個人の尊厳 に着目して規定しており、人権を守 る趣旨についても含めているもので す。	対応 1 (補足修正)
	「市、市民、事業者及び地域の防災組織」はとありますが、ここにはこの条例に関わる全ての主体を記載すべきと考えます。	本条例では特に防災活動や避難所運営、被災者支援等に主体的に関わる市、市民、事業者及び地域の防災組織において多様性の尊重への理解が必要であると考えることから、条文案としています。	対応 3 (説明・理解)
	多様性の尊重に加え、災害弱者である「高齢者や障がい者等」への特段の配慮が必要なことを記載すべきと考えます。	第12条では、「全ての被災者がその 尊厳を傷つけられることなく必要な 支援を受けられるよう、適切な配慮 をしなければならない」と規定して おり、ご意見の「高齢者や障がい 者」への特段の配慮に関する考え方 が含まれています。	対応 2 (既記載)
<b>生</b> 12条	復旧及び復興には『防災協定締結団体等』を含め様々関 係団体との協働が必要と考えます。	防災協定の締結団体を含め様々な団体については関係機関の中に含めています。詳細は逐条解説等で補足してまいります。	対応 2 (既記載)
第13条 (復興 で関 に関 こと	復旧および復興については市民や地域団体、事業者、関係団体等が大きく関わる「住まいの確保」「事業の再開・継続」「地域関係の維持、構築」についてもう少し丁寧に記載すべきと考えます。	ご意見の内容については、第13条各項において記載しており、復旧及び復興における施策の具体的な内容については、災害時において作成する復興計画や地域防災計画等に記載し実施することとしています。	対応 2 (既記載)
第14条 (教訓等) (教訓等) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学	前文(伝えて)、第3条(継承)、第16条(伝承)において「次の世代」という言葉を使っているが、前文(伝えて)、第14条(伝承)では「後世」となっているが、意味が異なるのか判然としない。	ご意見を踏まえて、第3条の「継承」を「伝承」に修正、第14条の「後世」を「次の世代」に修正し、文言の統一を行いました。	対応 1 (補足修正)
	第6章の災害の教訓等の伝承について、「災害の教訓等を活用」あるいは「災害の教訓等に関する資料を保存するよう努めるものとする。」となっているが、時代と共に活用されるメディアが進化・多様化していることに加え、アーカイブサイトに提供する機会もあるため、今後、公文書と共に、写真も保管して、活用されることを望みたい。	ご意見のとおり、今後も公文書や写 真等の保管及び活用を図ってまいり ます。	対応 4 (事業参考)
第15条 (防災教 すること	(2) 防災教育の項目として、防災士の養成及びスキルの向上に関する事項を③として是非追加を希望します。	防災士の養成やスキル向上に関する 事項は、具体的な事業に関すること であるため、今後、ご意見を踏まえ 推進してまいります。	対応 4 (事業参考)
		第15条第1項において、市、市民、 事業者及び地域団体はあらゆる機会 を通じて防災教育を推進するものと しており、それを受けて、第2項で は特に子どもへの防災教育について 規定していることから、主語は第1 項と同一となります。	対応 3 (説明・理解)

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
その他	他の校区の情報集では、災害時のコミュニティセンターが中核となり情報整理・発信がなされておりますが、わが校区のコミュニティセンターは組織としての不備があり、本部としての機能を果たすことができない状態です。 正常化に向けての区、市の指導強化を願います。	ご意見については、関係部局と連携し、要望・ニーズ等を把握した上で、災害時の情報収集や発信等が円滑に行われるよう必要な支援を実施してまいります。	対応 5 (その他)
	要支援者への支援に際し、要支援者にけがを負わせてしまった場合や、支援者自身がケガをした場合等に補償する「避難支援者保険」を開発しました。この補償により、避難支援や防災活動における住民の不安要素を軽減し、地域防災力向上の後押しとなります。	参考意見として承ります。	対応 5 (その他)
	災害から身を守るための知識や安全な行動を学んでもらうことを目的として、防災イベント・学校の出前授業による防災意識啓発コンテンツ(カードゲーム、人形劇等)を提供することができます。	参考意見として承ります。	対応 5 (その他)